

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月30日

岩手県議会議長 佐々木 一 榮

岩手県議会告示第2号

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

岩手県議会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成12年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2（第6条関係）				別表第2（第6条関係）			
開示の実施の方法	区分	単位	金額	開示の実施の方法	区分	単位	金額
複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>50円</u>	複製物の交付	1 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものであって、1.44メガバイトのものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>40円</u>
	2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>650メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>150円</u>		2 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、 <u>700メガバイト</u> のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>80円</u>
	[略]				[略]		
	4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>130円</u>		4 録音カセットテープ（日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>120円</u>
	5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>210円</u>		5 ビデオカセットテープ（日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。）に複製した複製物	1枚につき	<u>190円</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。